

刈谷市週休 2 日制工事実施要領（土木工事）

（目的）

第 1 条 “地域の守り手”である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けた取組の一つとして、週休 2 日制工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１）週休 2 日制工事 次号から第 4 号までに掲げる形式に取り組む工事をいう。
- （２）通期の週休 2 日 第 4 条に規定する対象期間内の全日数に対する休工日数の割合（以下「休日取得率」という。）が 28.5%以上となることをいう。
- （３）月単位の週休 2 日 第 4 条に規定する対象期間内のすべての月ごとにおいて休日取得率が 28.5%以上となることをいう。
- （４）完全週休 2 日 第 4 条に規定する対象期間内において、原則として土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。以下同じ。）が休工となることをいう。
- （５）休工 巡回パトロール、保守点検その他の現場管理に関し必要な作業を除き、現場又は現場事務所における作業を一切行わず、1 日を通して閉所された状態をいう。
- （６）発注者指定型 第 3 条に規定する対象工事のうち、発注者が選定する工事をいう。
- （７）受注者希望型 第 3 条に規定する対象工事のうち、発注者指定型以外の工事をいう。

（対象工事）

第 3 条 週休 2 日制工事の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、市が発注する工事で、設計金額 130 万円以上の全ての工事とする。ただし次の各号のいずれかに該当する工事を除く。

- （１）公共建築工事費積算基準を適用する工事

(2) 著しく施工期間が短い工事

(3) 緊急の応急復旧工事

(対象期間)

第4条 対象工事の受注者が週休2日制工事の取組を行う期間(以下「対象期間」という。)は、工期の着手日から完了届を提出する日(以下「工事完了日」という。)までの間とする。ただし、次の各号に掲げる期間(以下「非対象期間」という。)を除く。

(1) 準備期間(工期の着手日から現場に着手する日(以下「施工開始日」という。)の前日までの期間をいい、現場事務所等の設置及び測量に係る期間を含む。)

(2) 後片付け期間(施工を完了した日(以下「施工完了日」という。)の翌日から工事完了日までの期間をいう。)

(3) 夏季休暇(3日間)

(4) 年末年始休暇(6日間)

(5) 工場製作のみの期間

(6) 工事事務等により稼働しない期間

(7) 豪雨、出水、地震等の天災に対する突発的な事情に対応する期間

(8) 受注者の責によらず、週6日以上現場作業を余儀なくされる期間

(取組内容)

第5条 受注者は、次に掲げる事項に取り組むものとする。

(1) 対象工事の施工計画書に、形式、休工予定日及び非対象期間が分かる工程表を添付し提出すること。

(2) 毎月5日までに、休工日及び非対象期間を明示した工程表を工事打合簿に添えて監督員に提出すること。

(3) 市が行う週休2日制工事に係るアンケート調査及びヒアリング調査に協力すること。

2 前項第1号の工程表については、休日取得率が28.5%以上となるよう作成しなければならない。

3 受注者希望型で週休2日制工事に取り組む場合は、施工計画書提出前に、監督員と協議するものとする。

(工事成績評定)

第6条 対象工事が次の各号に掲げる形式の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当すると認めるときは、工事成績評定において評価するものとする。

(1) 月単位の週休2日 対象期間内のすべての月ごとにおいて休日取得率が28.5%以上の場合

(2) 完全週休2日 対象期間内の全ての週間数に対する土曜日、日曜日及び休日を休工とした週間数の割合(以下「完全週休2日取得率」という。)が100%の場合

2 月単位の週休2日について、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 対象期間の開始日に関わらず暦上の月を一月とする。

(2) 暦上の土曜日及び日曜日の休工では28.5%に満たない月については、その月の対象期間内における土曜日及び日曜日の合計日数以上の休工を行っている場合、28.5%を達成とみなすものとする。

3 完全週休2日において、完全週休2日取得率が100%未満の場合であっても、対象期間内のすべての月ごとにおいて休日取得率が28.5%以上の場合、月単位の週休2日として評価するものとする。

4 完全週休2日取得率の算出に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 日曜日から土曜日までを1週間として算出すること。

(2) 非対象期間により土曜日又は日曜日のいずれかが欠ける週は、同一週の日曜日又は土曜日を休工とした場合、達成とみなすものとする。

(3) 地元条件により土曜日又は日曜日に作業を行う場合、その同一週(土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日)で振替休日確保するものとする。

(4) 地元条件により月曜日から金曜日の休日に作業を行う場合、その同一週の月曜日から金曜日で振替休日確保するものとする。

5 工事成績評定は、工事成績評定表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献等 その他」において評価する。

6 通期の週休2日は評価しないものとする。

(取組証の発行)

第7条 発注者は、前条の規定により対象工事を工事成績評定において評価した場合で、受注者が希望するときは、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して週休2日制工事取組証(様式第1号)を発行するものとする。ただし、最終契約金額が1,000万円未満の対象工事については、工事成績評定において評価した場合であっても週休2日制工事取組証を発行しない。

(経費の補正)

第8条 本要領の対象工事における経費の補正については、次のとおりとする。

(1) 補正率

それぞれの経費に次の補正係数を乗じるものとする。ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量、調査・設計等、外注が想定される業務に係る労務費については、補正の対象としない。(※土木工事市場単価、土木工事標準単価及び下水道工事市場単価の補正対象及び補正係数は別紙1による)

形式	月単位の週休2日	通期の週休2日
労務費	1.04	1.02
機械経費(賃料)	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

※土地改良事業等請負工事積算基準を適用する工事においては、愛知県「完全週休2日制・週休2日制工事実施要領(愛知県農業水産局・農林基盤局)」で定められた補正係数の表を適用するものとする。

(2) 補正方法

ア 発注者指定型

当初設計から月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じ、休工状況を確認後、最終変更設計時に形式に応じて各経費を補正し、変更契約を行う。なお、完全週休2日の補正係数は、月単位の週休2日と同一とする。

イ 受注者希望型

休工状況を確認後、最終変更設計時に形式に応じて各経費を補正し、変更契約を行う。

(工事名)

第 9 条 発注者指定型で発注する工事は、工事名の末尾を「(週休 2 日)」とするものとする。

(特記仕様書)

第 10 条 週休 2 日制工事の特記仕様書は、次の各号に掲げる発注方式に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

(1) 発注者指定型 「第 条 本工事は、週休 2 日制工事の発注者指定型の対象工事とする。詳細については「刈谷市週休 2 日制工事実施要領（土木工事）」を参照すること。」

(2) 受注者希望型 「第 条 本工事は、週休 2 日制工事の受注者希望型の対象工事とする。詳細については「刈谷市週休 2 日制工事実施要領（土木工事）」を参照すること。」

(委任)

第 11 条 この要領に定めのない事項は、監督員と受注者が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の刈谷市週休 2 日制工事実施要領（土木工事）の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う工事（入札公告又は指名通知によらないものにあつては、施行日以後に新規に契約する工事）（以下「入札公告等を行う工事」という。）から適用し、施行日前に入札公告等を行う工事については、なお従前の例による。

(様式第 1 号)

年 月 日

週休 2 日制工事取組証

契約者名

工 事 名		
路 線 等 の 名 称		
工 事 場 所		
最 終 契 約 金 額	金 円	
工 期	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日	
週休 2 日制工事の形式		月単位の週休 2 日
		完全週休 2 日

刈谷市長 稲垣 武

週休 2 日制工事における市場単価積算の補正係数の設定

名 称	区 分	補正係数	
		通期の週休 2 日 (4 週 8 休以上)	月単位の週休 2 日 (4 週 8 休以上)
鉄筋工		1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01
	撤去・移設	1.02	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01

週休 2 日制工事における土木工事標準単価の補正係数の設定

名 称	区 分	補正係数	
		通期の週休 2 日 (4 週 8 休以上)	月単位の週休 2 日 (4 週 8 休以上)
区画線工		1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03
	人力	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04
排水構造物工		1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02
表面含侵工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
防草シート設置工		1.01	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04
バキュームプラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1	1
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1.02	1.03

下水道用設計標準歩掛における市場単価

名 称	規格・仕様	補正係数	
		通期の週休 2 日 (4 週 8 休以上)	月単位の週休 2 日 (4 週 8 休以上)
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04
砂基礎工	機械施工	1.02	1.04
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.04
碎石基礎工	機械施工	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び 支管取付工	1.01	1.02